

加東市立米田こども園重要事項説明書

1 施設の目的及び運営の方針

施設の概要	名称：米田こども園 所在地：加東市上久米 2 7 2 番地 2
目的	乳児から就学前までの幼児に、その発達段階に応じた擁護と教育を提供することで、心身の健やかな成長に寄与するとともに、保護者に対する子育て支援を行うことを目的とする。
運営の方針	児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 1 8 年法律第 7 7 号）及び子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 4 号）その他の関係法令を遵守して運営する。

2 提供する教育・保育の内容

理念	心身共にたくましい人間力の基礎作り
目標	か：考え伝え合う子ども（思考・言語） と：共に育ち合う子ども（意欲・共感） う：生みだす力をもった子ども（創造・表現） の：のびのび遊ぶ子ども（健康・安全） こ：心豊かな子ども（心情・感性）
教育課程	健康、人間関係、環境、言葉、表現、年中行事等
給食	自園で調理したものを提供する。

3 職員体制

園長	1 人
主幹保育教諭	1 人
保育教諭	7 人以上
調理員	2 人

※必要により、その他の職員を配置します。なお、職員数は入所人数により変動することがあります。

4 教育・保育を行う日及び時間等

【 1 号認定子ども（教育標準時間認定） 】

教育・保育を行う日	月曜日から金曜日まで
教育標準時間	午前 9 時 0 0 分から午後 2 時 0 0 分まで
一時預かり （幼稚園型）	月曜日から金曜日まで（教育時間終了後から午後 4 時まで） ※別途追加料金あり（30分 100円）
一時預かり （春季・夏季・冬季 休業中）	（上記以外） ○午前 9 時から午後 1 時まで 3 歳未満児 2, 0 0 0 円、3 歳以上児 1, 5 0 0 円 ○午前 9 時から午後 4 時まで 3 歳未満児 2, 5 0 0 円、3 歳以上児 2, 0 0 0 円

休園日	国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
	日曜日及び土曜日
	春季休業日 3月26日から4月4日まで
	夏季休業日 7月21日から8月31日まで
	冬季休業日 12月21日から1月8日まで
	園長が教育上特に必要と認め、加東市長の承認を得た日

【2・3号認定子ども（保育短時間認定）】

教育・保育を行う日	月曜日から土曜日まで（土曜は加東みらいこども園で公立園合同保育。利用者は、申請後、利用日毎にその週の火曜午後6時30分までに在籍園に申し出るものとする。）
保育時間	午前8時00分から午後4時00分まで
延長保育	（前延長）午前7時00分から午前8時00分まで （後延長）午後4時00分から午後7時30分まで ※別途追加料金あり（10分100円）
休園日	国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
	12月29日から翌年1月3日まで

【2・3号認定子ども（保育標準時間認定）】

教育・保育を行う日	月曜日から土曜日まで（土曜は加東みらいこども園で公立園合同保育。利用者は、申請後、利用日毎にその週の火曜午後6時30分までに在籍園に申し出るものとする。）
保育時間	午前7時30分から午後6時30分まで
延長保育	（前延長）午前7時00分から午前7時30分まで （後延長）午後6時30分から午後7時30分まで ※別途追加料金あり（10分100円）
休園日	国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
	12月29日から翌年1月3日まで

5 保育料等

保育料	認定区分ごとに園児が居住する市町村が定める額
実費負担額	給食費 1号認定：1食200円（主食費20円＋副食費180円）×教育日数分 2号認定：月額5,000円（主食費500円＋副食費4,500円）
	後援会費（1か月300円）
	制服費、教材費、その他、別途書面によりお知らせする費用の実費

6 子どもの区分ごとの利用定員

教育標準時間の認定を受けた園児	3人
-----------------	----

保育時間の認定を受けた園児のうち満3歳以上の者	37人
保育時間の認定を受けた園児のうち満3歳未満の者	20人

7 利用の開始及び終了に関する事項

利用の開始に関する事項	教育標準時間の認定を受けた者からの利用申込みに対し、これに応じる。
	保育時間の認定を受けた者からの利用申込みに対し、市町村が行った利用調整により当園の利用が決定されたときは、これに応じる。
利用の終了に関する事項	教育標準時間の認定を受けた園児が退園又は休園しようとするときは、保護者が理由を記して園長に願い出るものとする。
	保育時間の認定を受けた園児が次のいずれかに該当するときは、保育・教育の提供を終了するものとする。 ①市町村が保育時間の認定を取り消したとき。 ②保護者から利用の取消しの申出があったとき。 ③その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。

8 緊急時における対応方法及び非常災害対策

緊急時の保護者への連絡方法	あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡します。
学校安全計画	策定済
避難訓練等	毎月1回実施
管轄する警察署その他の関係機関	警察署：加東警察署 消防署：加東消防署

9 保険に関する事項

加入保険の種類	独立行政法人 日本スポーツ振興センター
加入保険の内容	保育中の傷害・死亡事故に対する補償
補償金額	医療保険の定めにより算定されます。

10 要望・相談の受付

相談・苦情解決責任者	園長
受付方法	面接・文書・電話等

11 特記事項

教育・保育の提供に当たり、個別の配慮が必要と判断した場合は、保護者に対し、別途情報提供をお願いすることがあります。

12 守秘義務及び個人情報の取扱いに関する事項

教育・保育の提供に当たって職員が知り得た個人情報、秘密は、法令による場合を除くほか、保護者の同意を得ずに第三者に提供することはありません。
